

料 金 等

★当事業所は「介護職員殊遇改善加算Ⅱ」の事業所です。

令和1年10月改正

1 訪問介護の介護報酬に係る費用(利用者負担1割分の例)

項目	サービス1回当たりの料金				
	所要時間及び内容	身体介護	生活援助		
下段()内は、地域単価をかけて円表示にしたものです。ただし、小数点以下は切り捨てとなるため、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が生じます。また各種加算額のご負担も発生します。その金額の1割、2割、3割の自己負担が発生します。	20分以上30分未満	249単位	/		
		(2.664円)			
	30分以上 1時間未満	394単位		/	
		(32.723円)			
	1時間以上 1時間30分未満	575単位			/
		(6.152円)			
20分以上30分未満 45分以上		182単位 (1.947円)			
		224単位 (2.396円)			
② 加算	初回加算	サービス提供責任者が初回又は初回と同日内に訪問した場合	200単位/月 (2.140円)		
	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合	所定単位数×25%		
	深夜加算	深夜(22時～翌6時)に訪問した場合	所定単位数×50%		
	緊急時訪問介護加算	利用者からの要請により緊急の訪問介護を行った場合	100単位/回 (1.07円)		
	2人の訪問介護員によるサービス提供			所定単位数の200%	

算出方法： 利用料＝単位数×地域区分単価割合(小田原市は10.70)
利用者自己負担＝利用料の1割もしくは2割

★2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合に関して。

諸条件により、1人体制での介護が困難と認められ、利用者及び家族の同意のもと2人体制ヘルパーにてサービスを提供した場合は、2倍の利用負担をお支払いいただきます。

2、訪問型サービス介護報酬に係る費用(利用者負担1割分の例)

① 基本額	訪問型サービス(I)	要支援1・2(週1回程度5回)	1.172単位
	訪問型サービス(II)	要支援1・2(週2回程度5回)	2.342単位
	訪問型サービス(III)	要支援2(週2回程度13回まで)	3.715単位
	訪問型サービス(IV)	要支援1・2(週1回程度4回)	267単位
	訪問型サービス(V)	要支援1・2(週2回程度8回まで)	271単位
	訪問型サービス(VI)	要支援2(週2回程度12回まで)	286単位

算② 加	初回加算	サービス提供責任者が初回に訪問した場合	200単位/月 (2.140円)
---------	------	---------------------	---------------------

算出方法：利用料＝単位数×地域区別単価割合(小田原市は10.70)
利用者自己負担＝利用料の1割もしくは2割

* 開成町・南足柄市は単位数のまま。山北町(H29/4/1より)箱根町は小田原市に準ず。